

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第75号

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「おける指導」の右に「、条例第11条に規定する過料（以下「過料」という。）の処分及び徴収（以下「過料の処分等」という。）」を、「路上喫煙等監視指導員」の右に「（以下「指導員」という。）」を加え、同条第2項中「路上喫煙等監視指導員」を「指導員」に改め、同条第3項中「路上喫煙等監視指導員は」を「指導員は」に改める。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（過料の処分等に係る権限の委任）

第3条 市長は、指導員に過料の処分等に係る権限を委任する。

2 市長は、必要があると認めるときは、過料の処分等に係る事務を自ら執行する。

本則に次の2条を加える。

（過料）

第9条 過料の額は、1,000円とする。

2 過料の処分に係る地方自治法第255条の3第1項の規定による告知及び弁明の機会の付与は、路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書（第3号様式）により行うものとする。

3 過料の処分の通知は、路上喫煙等に係る過料処分決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（補則）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

第2号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書

様	路上喫煙等監視指導員 ㊟
住所	告知の年月日 年 月 日
電話	—

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処せられることとなります。	
違反行為の日時	年 月 日 時 分
違反行為の場所	京都市 区
この処分に先立ち、地方自治法第255条の3第1項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与します。	
弁明の方法	弁明を記載した書面の提出
提出先	
提出期限	年 月 日

注1 あなたに代わって、弁明の手續に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合は、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

2 期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

第4号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料処分決定通知書

様	路上喫煙等監視指導員 <span style="float: right;">㊟</span>
住所	通知の年月日            年    月    日
電話                    ー	

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処します。	
違反行為の日時	年    月    日                            時    分
違反行為の場所	京都市            区

備考1 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

2 第3条第2項の規定により市長が自ら事務を行う場合は、この様式中「路上喫煙等監視指導員 ㊟」とあるのは、「京都市長 ㊟」とする。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

（文化市民局市民生活部地域づくり推進課）